

高年齢労働者を雇用する中小企業の社長様へ

# エイジフレンドリー補助金

を活用して職場環境を改善しませんか？

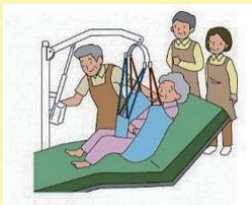
補助金申請期間

令和4年10月末日まで

## 対象となる改善例

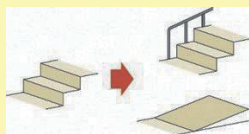
### 1 働く高齢者の新型コロナウイルス感染予防

- ・介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器
  - ・介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器
  - ・熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）を用いた健康管理システムの利用
  - ・飛沫感染を防止するための対策
- ※使い捨てマスク等の消耗品、ビニールカーテン等の仮設の設備は対象となりません。

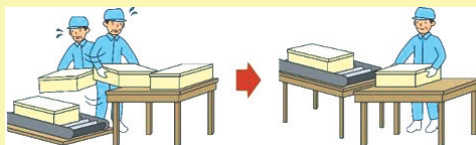


### 2 身体機能の低下を補う設備・装置の導入

- ・通路の段差の解消（スロープの設置等）、階段への手すりの設置
- ・危険箇所への安全標識や警告灯の設置



- ・床や通路の滑り防止対策（防滑素材の採用、防滑靴の支給）
- ・業務用の車両への自動ブレーキ又は踏み間違い防止装置の導入
- ・熱中症リスクの高い作業がある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ・体温を下げるための機能のある服
- ・不自然な作業姿勢を改善するための作業台等の設置



- ・重量物搬送機器・リフト
- ・トラック荷台等の昇降設備
- ・重筋作業を補助するパワーアシストスーツ

### 3 健康や体力の状況の把握等

- ・体力チェック
- ・運動・栄養・保健指導等の実施（健康診断、歯科検診、体力チェックの費用を除く）
- ・保健師やトレーナー等の指導による身体機能の維持向上活動

### 4 安全衛生教育

- ・高齢者の特性を踏まえた安全衛生教育

※労働者個人ごとに費用が生じる対策（ウェアラブルデバイス、防滑靴、体力チェックなど）については、雇用する高年齢労働者の人数分に限り補助対象とします。

詳しくはこちら  
(厚生労働省 HP)



## 対象となる事業者

- ①高年齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している ※対策を実施する業務に就いていること
- ②右記のいずれかに該当する中小企業事業者
- ③労働保険に加入している

補助金活用のご相談は  
ぜひベンハウスへ！

## 補助金額

補助率：1/2 上限額：100万円（消費税は除く）

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費（物品の購入・工事の施工等）

	業種	常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※労働者数または資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付が決定されます。全ての申請者に交付されるものではありません。

経済産業省認定

スマートSMEサポーター

Ben House

〒670-0952 姫路市南条637  
(姫路市役所東サイゼリヤ前)

TEL(079)222-5500



782206BH

会社名		
ご担当		TEL
<input type="checkbox"/> 一度話を聞きたい <input type="checkbox"/> 詳しく相談したい		

FAX→0120-222-104